

米国におけるテレビニュース・データベース構築の
歴史的・法的経緯と現状について

TELEVISION NEWS DATABASE IN THE U.S.:
HISTORICAL OVERVIEW OF THE VANDERBILT
TELEVISION NEWS ARCHIVE

魚住真司

Shinji UOZUMI

関西外国語大学

〒573-1001 枚方市北方鉾町16-1

Kansai Gaidai University

16-1 Kitakatahoko-cho, Hirakata city

Osaka 573-1001

あらまし: 米国におけるテレビニュース・データベースの構築は、ある私立大学とその卒業生の大胆な試みに端を発する。米国テネシー州ナッシュビル市に位置するヴァンダービルト大学 (Vanderbilt University) 付属の The Vanderbilt Television News Archive (略称 VTNA) では、1968 年以来、三大ネットワークのニュース番組を毎日ビデオ収録し、一般に公開してきた。1972 年には各ニュース番組の放送日と抄録を掲載した *Television News Index and Abstracts* を刊行し、VTNA の存在を世にひろく知らしめた。蓄積されたニュース番組の抄録を作成する過程で、VTNA のスタッフは業務の円滑化と利用者の利便向上をめざして、いつしかテレビニュース・データベースの構築をこころざすようになった。1994 年にはそれらをウェブ上に公開し、ここにインターネットにつながっている全世界の端末からオンライン検索可能なテレビニュース・データベースを完成させている。

今ではマスコミ研究者のみならずひろくその名の知られている VTNA であるが、設立当初は法的な困難を数多く乗り越えなければならなかった。特に、ほぼ 3 年間にわたって争われた CBS 対 Vanderbilt 訴訟は、VTNA にとって設立以来最大の試練になるとともに、後に学術研究機関主導によるテレビニュース・データベースの構築が可能になるかどうかの分水嶺でもあった。

Summary: More than thirty years ago, the unique project was launched by the private institution in the United States: it was the effort to collect television news programs and open them to the general public so that

people can study and learn more about broadcast news media. The VTNA, Vanderbilt Television News Archive, one of the institutions at Vanderbilt University in Tennessee, has been video taping the daily news programs of ABC, CBS, and NBC since 1968. In 1972, it published something called *Television News Index and Abstracts* which is the world's first monthly tv-news database magazine. The magazine contained full of data such as on-air date and abstracts of each news program. It was so useful not only to the people who wanted to use VTNA but also to the VTNA staff itself. Now the magazine has been transformed into web pages that enable researchers around the world to do on-line search what was on the past news programs.

Despite the networks' claims that the Archive violates network copyrights, the Archive opens its collection to the public since its start. The VTNA and the Archive's founder had to fight for a few years in order to justify and secure the status of the archive.

キーワード: テレビ、ニュース、資料館、著作権、アメリカ合衆国

Keywords: television, news, archive, copyright, United States of America

1.VTNAの設立過程

VTNAの設立者は、ヴァンダービルト大学法学部を1933年に卒業し、当時メトロポリタン生命保険会社 (Metropolitan Life Insurance Company) の地区マネージャーを務めていたポール・シンプソン(Paul C. Simpson)である。シンプソンは、他のマスコミ研究者同様、テレビ報道の世論に及ぼす影響について強い関心を抱いており、テレビニュースを検証したいと強く望んでいた。¹⁾

ヴァンダービルト・テレビニュース・アーカイヴは1968年8月5日、ヴァンダービルト大学図書館の一室において、三大ネットワークの定時ニュースの録画を開始した。三大ネットワークのうちNBCとABCは当初、ニュース番組を著作物として登録するような動きも見せず、シンプソンの計画についても、いわば成り行きを見守っているかのようであった。一方、シンプソンの試みを、当初は黙認するかのように見えたCBSは、アーカイヴの知名度が上がるにつれて難色を示すようになった。²⁾

2.CBS, Inc.対Vanderbilt University事件

VTNAのかたくなな態度に対しCBSは、VTNAによるCBSニュースの収録ビデオ貸し出し禁止と、それらテープの「返還」を求めて訴訟を起こすことにした。CBS, Inc. v. Vanderbilt University (Civil Action No. 7336)³⁾である。本件は、アメリカ合衆国連邦地裁の一つ、テネシー中部地方裁判所 (The United States District Court for the Middle District of Tennessee, Nashville Division) に1973年12月21日提訴され、1976年12月20日に双方からの提訴取下げで終焉を迎えるまで、ほぼ3年にわたって争われたことになる。

本件はCBS、Vanderbilt双方から提出されたファイル (趣意書や証拠物件等の書類をとじたもの) の日付をもとに、大きく三期にわけることができる。第一期は、CBSからの提訴があった1973年12月から、被告 (ヴァンダービルト大学) が一連の抗弁を通して、一回目のサマリー・ジャッジメント (Summary Judgment、略式裁判⁴⁾) を申し立てるまで。それから半年において、⁵⁾ 第二期が原告CBSの告訴内容の追加・修正の申し立てがあった1975年6月から、その要求に対し被告が裁判所に却下の申し立てを行う1975年12月9日まで。第三期が、被告から裁判所に二回目のサマリー・ジャッジメントを求める1975年12月22日から、その申し立てが却下され原告の追加修正された告訴内容に対し、被告の回答がなされた1976年5月まで。なお、被告から最後のファイルが提出された1976年5月19日をもって本件には新たな展開はなく、同年12月に訴訟終結となる。

第一期 (1973/12/22~1974/12/20) の要点は、テレビニュース番組が現行の著作権制度の中で、著作物として認められるかが争点となったことである。原告は、夕方の定時ニュース番組CBS

*Evening News with Walter Cronkite*の1973年8月6日放送分を、米国著作権局 (Register of Copyrights) に映画 (Motion Picture) として著作権登録し、ニュース番組であっても著作物である旨主張した。これに対し被告は、ニュース番組の著作権の保護は現行著作権法では予定されていない旨の抗弁を一貫して行い、原告の主張する争点は存在しないとしている。またこの時期、被告はVTNAの存在価値を認める教育団体 (Council on Children, Media and Merchandising) をアミカス・キュリイ (Amicus Curiae、証人⁶⁾) として法廷に招くよう申し立て、成功し、VTNAの業務が公共の利益 (Public Interest⁷⁾) に貢献している旨主張した。

第二期 (1975/6/19~1975/12/9) の要点は、訴えの追加・修正の内容にある。原告は、*CBS Evening News with Walter Cronkite*の1973年8月6日放送分に加え、1975年2月17日分を著作権局に登録申請し受理されたことから、ニュースの定義がどうであろうが、ニュース番組は現行著作権で保護されると主張した。つまり、ニュースの定義に関してはこれ以降、一切議論しないという原告の意思表示である。これに対し、被告は1975年11月19日、これまでの経緯をまとめた*History of the Case*という一遍の文書を提出し、ニュース番組が現行著作権法上の「出版物 (Publication)」たりえていないことを再度主張した。

第三期 (1975/12/22~1976/5/19) の要点は、被告からの二度目のサマリー・ジャッジメント申し立てについて、裁判所は「被告は争点が存在しないことを十分に証明していない」との理由で、その申し立てを1976年3月31日に却下したことである。つまり、裁判所としては、ニュース番組が現行著作権制度のなかでは何故保護されえないのか、被告にそれを証明する義務があると判断したようである。これを受けて被告は1976年5月19日、追加・修正された訴えに対して、回答書を提出した。なお、これ以降は原告・被告ともにこの成り行きを見守ることとなる。この頃から議会で著作権法改正案が成立する見通しとなったからである。

そして本件は、結局1976年9月に著作権法改正案が議会を通過し、VTNAの業務に法的な後ろ盾が成立すると、CBSからの提訴取下げで終結する。この訴訟から解放されたとき、ヴァンダービルト大学の事務長 (Secretary) で初代アーカイヴ運営委員の一人のロバート・マクガー (Robert A. McGaw) は、「アーカイヴの運営は、2年前にCBSが我々を訴えにでた当時と比べると、そう変化はない。しかしながら、これは必ずしも喜ぶべきことではない。訴えに対抗するために浪費した時間と金を、アーカイヴ運営の向上に役立てたかった」⁸⁾と語ったという。このことから、いかにVTNAが訴訟問題で疲弊していたかうかがい知れる。

3.1976年著作権法改正とベイカー修正

米国の議会図書館(Library of Congress)は、1909年著作権法が、複製技術の発達など技術革新のため時代に相応しなくなったとし、1961年以来議会に抜本的改正を求めてきた。その後、議会は1974年にも改正を試みたが、失敗に終わっている。⁹⁾しかしついに1976年9月30日、上院法案第22号(S 22)が通過し、改正に至った。同法案の特徴は、出版物に限らず、ひろく著作権を保護している点と、その一方で、「フェア・ユース(公正使用)¹⁰⁾」という規定を設けて著作権に制限を加え、著作権者の利益の追及と、社会の利益とのバランスをはかっている点である。

ところで、1976年法案の原形となる1974年法案(S 1361)においては、テレビニュース番組の著作権も保護されることになっていた。しかし、この1974年法案は原型のままでは許諾なしの録画は全て著作権侵害となり、資料館によるテレビニュースの収集は、テレビ局の顔色次第になるという恐れがあった。これに対し、テネシー州選出の上院議員ハワード・ベイカー(Howard Baker=現駐日米国大使)は、1974年法案に対して修正案(Amendment 1803)を議会に提出する。ベイカーは、かねてからテレビニュースの収集と研究が必要だと考えており、かつて議会図書館にそれを行わせるための法案を提出したこともある人物である。第93回米国議会における修正案提出理由説明で、ベイカーはヴァンダービルト・テレビニュース・アーカイヴの社会的貢献度を高く評価しており、これが後に、ベイカー修正を「ベイカー・ヴァンダービルト修正」と呼ばせるきっかけにもなった。ちなみにこの1974年法案は、日程上、下院で審議未了となり廃案になったが、ベイカー修正は、1976年著作権法案にそのまま引き継がれた。

1976年法案は、1976年9月30日に成立し(発効は1978年1月1日)、ここにヴァンダービルト・テレビニュース・アーカイヴの運営方針は、法的に認められることとなった。具体的には、合衆国法典第17巻(United States Code Title 17)の「資料館の職員は、その職務の範囲において、全種類の著作物についてそのコピーまたはレコードを複製し、これを公に頒布する」ことが許される、という部分に結実している。この1976年法案を受けて、CBSはVanderbiltに対する提訴を取り下げた。

4.データベースの完成とアーカイヴの現状

1972年以降、VTNAは、収録したニュース番組の索引と抄録を掲載した*Television News Index and Abstracts*という冊子を、全米の大学や研究機関に向けて毎月発刊していた。この冊子によって、どのネットワークのニュース番組が、いつ、何を報道したのか、VTNAのスタッフはもちろん、全米の研究者にも一目瞭然となっていた。このことはVTNAの、テレビニュース資料館としての完成度と知名度を一気に上げた。その一方で、知名度

の向上はVTNAのスタッフにとって業務の拡大を意味していた。この頃からVTNAのスタッフは、日々増大する問い合わせの対応に忙殺されるようになっていく。限られたスタッフ数しか確保できないVTNAにとっては、何らかの対策が必要であることは明らかであったが、それにはもうしばらく時間を要した。

1989年、VTNAは大学所有のベイカー・ビルディング(Baker Building)という、大型の建物へ移転することが実現した。それまではヴァンダービルト大学図書館の一室で業務を行ってきたが、増加する一方のビデオテープの保管場所が足りなくなったのであった。ベイカー・ビルディングでは、7階の新しいオフィスに加えて、地下に約180平米の倉庫を得ることになり、逼迫するテープの保管場所の問題は、ひとまず解決を見た。また、この移転を機に、アーカイヴの業務にコンピュータの導入がはかられた。VTNAのスタッフは手分けして、これまで蓄積されてきたニュース番組の抄録をコンピュータに入力していった。この地道な作業によって、次第にテレビニュース・データベースが構築されていった。

1994年10月、VTNAはデータベースの検索機能を備えたウェブページに公開に踏み切り、それとともに*Television News Index and Abstracts*を廃刊させることにした。ウェブページにVTNAの業務に関するほぼ全ての情報を掲載したことで、初歩的な問い合わせは激減した。その一方で、ビデオテープの貸し出し請求の件数が飛躍的な伸びをみせた。ちなみにデータベースを公開した当初は、世界中から、週に100を超える貸し出し請求があったという。現在は、繁忙期を除き、週におよそ30程度に落ち着いているという。主に3人の非常勤スタッフと数名の学生がこれらの請求を処理している。また、1991年に勃発した湾岸戦争以来、CNNの「ワールド・ニュース(World News)」についても収録を始めたため、さらに、大統領選挙の際のテレビ討論会等、特別番組も守備範囲としているため、現在5人の常勤職員は、それら番組の索引と、抄録作りで多忙な日々を送っている。

ところで、VTNAのウェブページには次のように書かれている部分がある。¹¹⁾

*Texas Monthly*の1991年11月号によると、CBSニュースのアンカーであるダン・ラザー(Dan Rather)は、次の二つに対して責任を負っているとインタビューに答えた—「視聴率とヴァンダービルト・テレビニュース・アーカイヴに対してだ」

つまり、過去に訴訟まで起こしてVTNAを追い詰めたCBSであるが、今となってはその看板アンカーでさえVTNAの存在価値を高く評価しているということである。VTNAが乗り越えてきた試練は、社会にとって様々な教訓を投げかけていると言えよう。

注および参考文献

- 1) このあたりの経緯については、シンプソン自らが記した Simpson, Paul C. *Network Television News: Conviction, Controversy, and a Point of View*. Franklin, Tennessee, Legacy Communications, 1995に詳しい。
- 2) この頃、Efron, Edith の*News Twisters*や*How CBS Tried to Kill a Book*といった、CBSにとって歓迎できない内容分析調査報告書が出版された。このような背景にも留意したい。
- 3) 本件の公判記録は既に連邦地裁ナッシュビル局にはなく、ジョージア州の連邦記録文書センター (Federal Records Center) で保管されている。
- 4) 東京大学出版会の『英米法辞典』によると「略式裁判」という翻訳は厳密性に欠け、「重要な事実について真正な争点がなく、法律問題だけで判決できる場合に、申立によりなされる判決」であるという。
- 5) ここで6ヶ月間も停滞したのは、議会で著作権法改正の動きがあり、双方ともこの動きに関与（聴聞参加等）していたからと思われる。
- 6) 前出『英米法辞典』によると「証人」という翻訳は厳密性に欠け、「裁判所に係属する事件について裁判所に情報または意見を提出する第三者、法廷助言者」であるという。
- 7) 放送に関する訴訟では、Public Interestが最も重視される、キーワードである。放送局は、Public Interestに貢献することを前提に免許が与えられているからである。
- 8) Simpson, 前掲書。120p.
- 9) 土井輝生. アメリカ新著作権法の解説. 東京, 第一法規出版, 1981. 4p.
- 10) ただし、フェア・ユースの範囲がケースによってまちまちであることから、フェア・ユース抗弁には慎重論もある。
- 11) tvnews.vanderbilt.edu